

令和5年3月22日

保護者の皆様

杉並区教育委員会
杉並区立桃井第二小学校
校長 稲 寛

令和5年4月1日以降の杉並区立学校感染症対策と学校運営について（通知）

日ごろより本校の教育活動について、御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

杉並区教育委員会では、これまで、区立学校における感染症対策に関する考え方や、持続的な学校運営の在り方等を示した「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン」を作成してきましたが、3月31日をもって、「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン」は終了となり、4月1日以降の杉並区立学校感染症対策と学校運営については、下記のとおりとなります。

御家庭においても引き続き感染予防の取り組みについて、保護者の皆様方の御理解、御協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。

記

1 基本方針

心身ともに健康で豊かな学校生活が送れるように、基本的な感染症対策を大切にしながら、コロナ前の日常を取り戻すだけでなく、コロナ禍で得た知見を基に、多様で質の高い教育活動を展開していく。

- 学校の教育活動の実施にあたり、児童・生徒及び教職員のマスク着用については、感染症対策を講じながら、マスクを外すことを基本とする。
- マスクの着脱については、様々な事情があることを考慮に入れて、個人の判断や意思を尊重する。
- アフターコロナ時代の新しい学校運営に向けて、かかわり・つながりの機会の創出と教育DXを推進して、令和の学校教育の実現を目指す。

2 学校における基本的な感染症対策について

（1）教室等の換気の徹底

常時2方向の窓を同時に開ける、または「全熱交換型換気扇」の常時運転を行う。加えて、休憩時間毎の窓開けによる換気を行う。

（2）手洗いの徹底

こまめな手洗い（登校時や給食前後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）の励行について指導する。

（3）場面に応じたマスクの着用や咳エチケットの実施

マスク着用を推奨する場面など、必要に応じてマスク着用ができるように、普段からマスクを携行する。

※次のような教育活動の場面では、マスク着用を推奨する。

- ・給食の配食、調理実習（家庭科等）
- ・病院や高齢者施設を訪問する校外学習や交流活動

（4）健康観察

発熱等の症状が見られる場合や体調不良時は、検温と体調の変化等について健康観察を行い、学校へ伝えるとともに、無理をせずに自宅で休養する。

（5）遠足（旅行）・集団宿泊的行事

宿泊を伴う校外学習を実施する場合は、訪問先のガイドライン等に基づいて実施する。

3 給食等の食事をとる場面における対策について

給食等の食事をとる場面については、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底し、適切な換気を確保するとともに、大声での会話を控えることで、対面での喫食を可とする。「黙食」は必要ないものとする。

4 マスク着用の有無によるいじめや差別、誹謗中傷等に対する指導

基礎疾患があるなど様々な事情でマスク着用が必要な児童・生徒もいることから、マスク着用の有無により、児童・生徒へのいじめや偏見、差別が生じないよう、学校は、生活指導上の配慮等を十分に行う。

5 新型コロナウイルス感染症により登校できない児童生徒等の出席等の取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者等になった場合の出席等の取扱いについては、これまでどおりとする。